

食品等の輸入時検査体制の強化

輸入時検査を取り巻く環境

- ・食品の輸入件数の増加
- ・中国産冷凍ほうれんそう等、規格・基準に違反する輸入食品等の相次ぐ発生



食品衛生法の改正内容

命令検査の対象食品等の政令指定の廃止

命令検査の対象食品等について、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるよう、政令指定要件を廃止する。(第26条第1項から第3項関係)

輸入食品監視指導計画の策定・公表

輸入食品の検査等の監視指導に関する計画を、国民の意見を聴いた上で策定・公表し、当該計画に従い、監視指導を行う。(第23条、第30条関係)

厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設

営業者に対する営業禁停止処分については、現在、都道府県知事等に限定されているが、食品等の輸入業者に限り、厚生労働大臣も営業の禁停止処分を実施することができることとする。(第55条第2項関係)

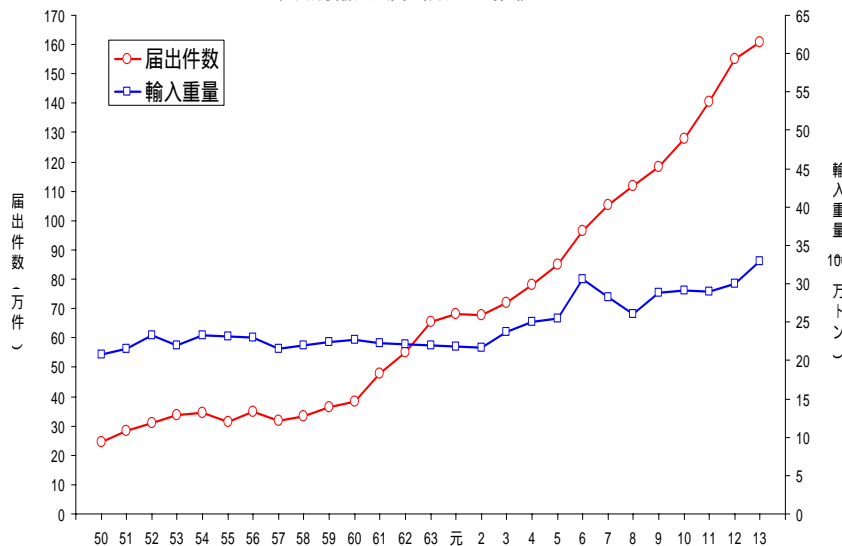
指定検査機関の登録制への移行

現在、公益法人に限定されている命令検査の実施機関について、民間の検査機関の参入を可能とする。(第31条から第47条関係)

モニタリング検査のアウトソーシング

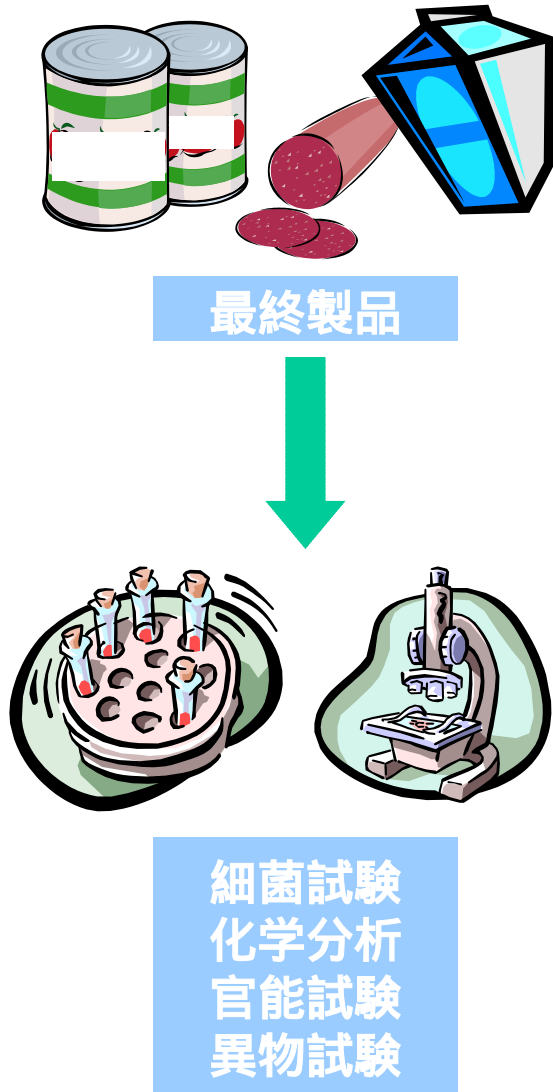
モニタリング検査の試験事務を登録検査機関に委託できることとする。(第28条第4項関係)

年次別輸入・届出数量の推移



衛生管理の従来方式と総合衛生管理製造過程(HACCP)方式の比較

従来方式



HACCP方式



食品の安全に関する事件と厚生労働省による対応

事件名	事件の概要	対応策
BSE問題	平成13年9月、国内初の牛海綿状脳症(BSE)感染牛が発見され、平成15年2月現在までに国内で7頭の感染牛が確認されている。	<p>BSE全頭検査の実施(平成13年10月より)と畜場法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定に「国民の健康の保護」を追加 ・厚労大臣と農水大臣の連携規定の整備 ・国・地方自治体の責務規定の新設 ・一定の場合における国によるBSE検査の実施
中国産冷凍ほうれんそう問題	平成14年1月より検疫所において中国産野菜の検査を強化し、多数の冷凍ほうれんそうについて、国内の基準値を超える残留農薬が確認された。	<p>特定の国・地域の特定食品の輸入禁止制度の創設(平成14年夏の法改正で対応)</p> <p>中国政府との協議により、問題となった農薬を不使用でかつ検査に合格したものを輸出する等の中国側の対策を要求</p>
偽装表示問題	平成14年1月に雪印食品による牛肉の偽装表示が発覚して以来、原産地表示等の偽装表示が相次いで発覚した。	表示基準違反等に係る罰則の強化(法改正)

事件名	事件の概要	対応策
<p>指定外添加物の使用違反</p>	<p>平成14年5月、肉まんに食品衛生法で使用が認められていない添加物が使用されていることが判明。その後も指定外添加物を使用した香料の製造など同様の事例が発覚した。</p>	<p>全国の添加物製造施設に対する立入調査の実施を要請(平成14年6月) 業界団体に対し、自社製品に対する添加物等の内容確認の徹底を要請(平成14年6月) 国際的整合性の観点から、一定の場合に企業等からの要請を待つことなく国が主体となった指定の検討(平成14年7月) 原材料の安全性の確保や自主検査の実施など事業者の責務の明確化(法改正) 食品衛生管理者の責務規定の追加(法改正)</p>
<p>いわゆるダイエット用健康食品問題</p>	<p>平成14年7月、いわゆる中国製ダイエット用健康食品の摂取後に健康被害が生じた事例が確認され、その後も多数の健康被害事例が確認された。</p>	<p>「いわゆるダイエット用健康食品による健康被害の防止に当たっての留意点について」の策定(平成14年8月) 「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」の策定(平成14年10月) 特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置の創設(法改正) 健康の保持増進に関する虚偽・誇大広告等の表示を禁止する規定の創設(法改正)</p>
<p>無登録農薬問題</p>	<p>平成14年8月、ダイホルタン等の無登録農薬の使用が各農家で発覚。</p>	<p>残留農薬の監視体制の強化(平成14年8月) ポジティブリスト制の導入(法改正)</p>

平成15年度食品保健関係予算(案)について

食品の安全性の確保 約165億円

主な項目

農薬等の残留基準策定の推進 約7億3千万円

残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止するポジティブリスト制の導入に向けた暫定的な残留基準の設定を推進

食品添加物の安全性確認の徹底 約10億円

安全性の問題のあるものについては使用を禁止できる制度の導入に向けて、既存添加物の毒性試験等、安全性確認を促進

輸入食品等の安全対策の強化 約16億4千万円

検疫所における輸入時検査を効果的に実施するため、検査対象品目群をきめ細かく設定する等の見直しにより、モニタリング検査の強化など安全対策を強化

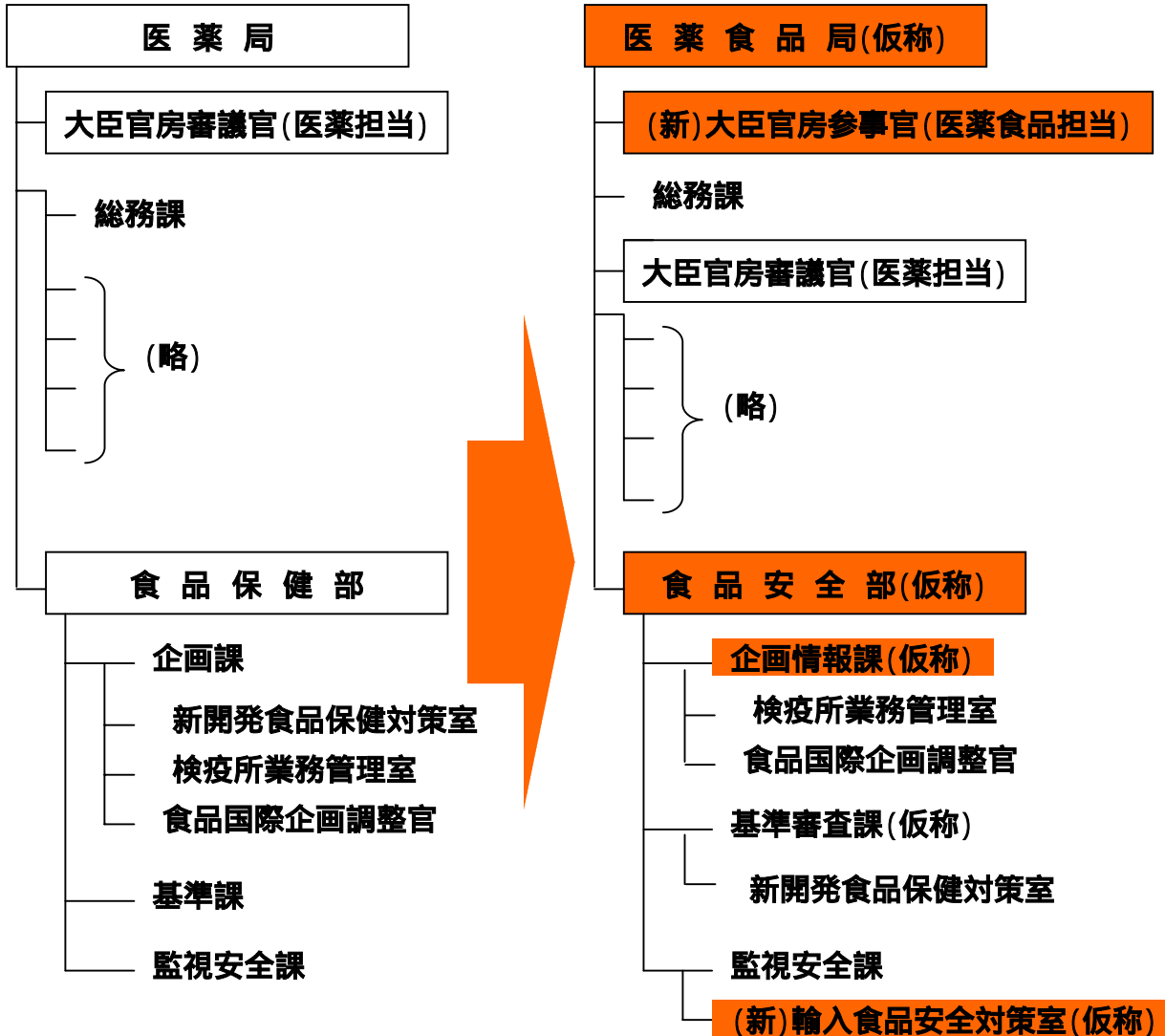
健康食品等に関する安全性確保体制の充実 約7千万円

データベース化を図り、消費者等に対する情報提供等により、健康食品による健康被害を未然に防止

平成15年度食品保健関係組織改編(案)について

「リスク管理」を担う厚生労働省としての組織体制を整備。

輸入食品の検査体制の強化等のため食品衛生監視員を10年間で103名増員。
平成15年度においても15名を増員。(平成4年度165名 平成14年度268名 平成15年度283名)



「医薬局」を「医薬食品局(仮称)」に、「食品保健部」を「食品安全部(仮称)」に改称

食品保健部「企画課」を食品安全部「企画情報課(仮称)」に改称

「大臣官房参事官(医薬食品担当)(リスクコミュニケーションも担当)」を設置

「輸入食品安全対策室(仮称)」を設置

食品衛生規制の見直しに関する御意見募集結果について

厚生労働省ホームページ上で「ご意見募集」を実施

平成14年11月11日より12月10日までの1ヶ月間にわたり、厚生労働省ホームページ上で「御意見募集」を実施。Eメール、FAX、手紙により、合計489件(消費者・消費者団体226件、事業者・事業者団体等263件)の御意見を頂いた。

消費者との意見交換会を開催

平成14年12月3日に東京、同年12月9日に大阪において消費者の方々との意見交換会を開催。

(それぞれ厚生労働省からの説明約90分、質疑約180分)

東京会場では177名の参加。全部で75の質問・御意見を頂いた。

大阪会場では145名の参加。全部で66の質問・御意見を頂いた。

頂いた御意見について、類似したものを適宜集約の上で、御意見に対する当省の考え方について、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)上で公表中。

事業者への説明

平成14年12月5日(社)日本食品衛生協会主催の説明会などに参加。

自治体への説明

平成14年12月17日東京にて開催された自治体主催の説明会に参加。

現在、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）上で食品衛生規制の見直しに当たって頂いた御意見に対する当省の考え方および本通常国会に提出した「食品衛生法等の一部を改正する法律案」「健康増進法の一部を改正する法律案」の要綱、法律案、新旧対照表を公表中。